

第2回仙台市役所本庁舎建替基本計画検討委員会議事録

日時 平成31年1月17日(木) 14:00～16:02

場所 仙台市役所本庁舎2階 第1委員会室

出席委員 増田聡委員長, 佐藤健副委員長, 青木ユカリ委員, 石井敏委員, 伊藤清市委員, 姥浦道生委員, 齋藤敦子委員, 高木理恵委員, 舘田あゆみ委員, 恒松良純委員, 本多恵子委員, 山浦正井委員

事務局 吉田広志財政局次長兼財政部長, 加藤信明理財部長, 大庭隆一参事兼庁舎管理課長, 菅原大助本庁舎建替準備室長, その他職員

1 開会・前回欠席委員紹介

司 会 : ただいまから、仙台市役所本庁舎建替基本計画検討委員会を開会いたします。本日は、高山委員、錦織委員からご欠席との連絡をいただいております。

委員の過半数が出席しておりますので、仙台市役所本庁舎建替基本計画検討委員会設置要綱第5条第2項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

前回の会議でご欠席でした、佐藤副委員長と石井委員が本日もご出席でございますので、私からご紹介させていただきます。

(委員紹介)

2 配布資料確認

司 会 : ありがとうございます。次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の次第がございまして、次の、資料1がA4判の「前回会議におけるご意見を踏まえた論点整理について」、次からはA3判の資料で、資料2「新本庁舎の規模について」から資料1-1「整備パターン案 2棟・中高層配置」までとなっております。

いちばん最後に、参考資料として、A4判の1枚もの「新本庁舎床面積の積算の考え方について」となっております。

以上が本日の資料となりますが、資料の不足はありませんでしょうか。

ここで一点お願いですが、本日は要約筆記が入っております。要約筆記の都合上、ご発言の前にお名前をいただければとのことでしたので、ご協力をお願いいたします。

それではここからは、増田委員長に進行のほうをお願いしたいと思います。増田委員長、よろしくをお願いいたします。

3 議事

(1) 会議の公開・議事録の作成について

増田委員長： それでは、第2回の会議を進めてまいります。はじめに、委員会の公開についてです。本日の会議では、特に個人情報扱うことなどはありませんので、公開とさせていただくことでよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

増田委員長： ありがとうございます。では、そのように進めます。

続いて議事録の作成ですが、これも先ほど話がありましたが、私ともう1人の委員で署名をいただいて、正式な議事録にするということになっています。今回は名簿順で石井委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

(2) 前回会議を踏まえた論点整理・新本庁舎の規模・土地利用について

増田委員長： それでは本題に入っていきたいと思います。前回会議を踏まえた論点整理、ほかについて、資料1から3がありますので、まずそれについて、事務局から説明をお願いします。

事務局： はじめに、本日の検討委員会資料の分量が非常に多く、内容も多岐にわたることから、資料の説明を分けまして、はじめに資料1～3についての説明を行います。

では次第をめぐって資料1をご覧ください。資料1は、前回の会議におけるご意見をふまえ、論点を整理させて頂いたものです。

ページの左側に大きく番号1から6番まであり、ページの右側には対応する資料番号が記載されています。

今回の検討委員会で、議論の中心となるのは左側の番号で5番と6番の部分です。この議論の前提として、1番と2番で庁舎の規模や土地利用から決められる条件を説明し、3番と4番では新本庁舎の低層部の考え方や、環境配慮技術、災害対策技術の説明を行います。その上で、5番と6番で新本庁舎の整備パターンについて説明を行います。

続きまして、資料2をご覧ください。資料2は新本庁舎の規模の検討についてです。おもて面左上に記載された地図では、現在の市役所庁舎がどのように分散しているのかお示ししたものです。この中で庁舎を示す色が2つ区分されています。赤い色の庁舎は本市が所有するもので、その多くが古い建物となっています。一方、オレンジ色の庁舎は民間ビルを賃貸借しており、比較的新

しい建物となっております。この賃貸借に要する費用は、年間約2.5億円程度かかっているという状況です。本市が所有する建物の中でも上杉分庁舎については、建設後、まだ新しい建物なので、引き続き庁舎として利用することとしています。

次に左下の表ですが、これは庁舎を集約するにあたり、現状の庁舎の課題を一覧にしたものです。こちらは基本構想の際に記載したものと同一内容となっております。

続いて、右上の表をご覧ください。本庁舎の着席人数をお示ししております。この表のまとめでは、正規職員とアルバイト、臨時職員などを合わせた職員の着席人数の合計は約3,200人となっております。

参考までに、各区役所の職員の人数ですが、5つの区役所と2つの総合支所を合わせた人数は、正規の職員だけとなってしまいますが、約1,600人となっております。

表の下、1-4として新本庁舎に収容する職員数を示しています。新本庁舎に係る職員数は3,200人ですが、将来の職員数を考えた時、事務や権限の移譲、区役所の事務の見直し、業務の効率化など、将来の職員数を増減させる要因はたくさんあるため、明確に決めることは難しいと考えています。

現在、本市と同様に庁舎の建て替えを検討している政令市として横浜市、川崎市、千葉市などがありますが、これらの都市は将来においても現状の職員数と同じ人数であるとして庁舎の規模を計画しているほか、京都市では将来的に現状と比較して100人程度少ない職員数を目標として、庁舎の規模を算定しています。

今回の基本計画では、本市の正規職員の人数は変更せず、新本庁舎への集約による現在の課題の解決や将来の社会環境への対応、業務効率の向上の取り組み、新本庁舎への集約を行う時に諸団体の入居の見直しなどにより、一番下のオレンジ色で囲んだ、着席人数2,600人から3,000人を基本として規模の算定を行います。

次に、この資料の裏面をご覧ください。

裏面の左半分は本市の総合計画審議会の資料の一部抜粋です。表の一番下の欄では、市役所経営について、行政サービスの効率化が求められ、公共施設などの施設コストは縮減、かつ平準化していくことが想定されています。

また、この表の下のグラフは本市の人口推移などを示したグラフです。カラーで表示された棒グラフでは2020年を境に、将来、人口が減少していくこと、一方で、赤の折れ線グラフで示した高齢化率は右肩上がりに増加していくことが想定されています。

資料の右半分をご覧ください。こちらは面積の考え方を示したものです。1-6では現在の市役所本庁舎から検討される新本庁舎の専有面積について示されており、中段の黒の枠囲みの中には、想定される庁舎の規模の概算が示されています。(1)では現在の庁舎の規模から算定したもの、(2)は国土交通省

の基準に基づき、着席人数などから求めた標準的な庁舎面積を算定したものです。

これまで検討していた基本構想の中では、地下に機械式駐車場を整備することとしておりましたが、利用者の利便性を考慮し、自走式地下駐車場を整備することも考えられることから、それぞれ2つの面積を表記しています。

また、枠囲みの下となりますが、これらの面積に加えて、まちづくりに資する新本庁舎となるために必要な機能を追加することから、検討の目安とする庁舎の規模を延べ面積で約66,000平方メートルから78,000平方メートルとし、諸室等の検討の段階で面積の積み上げなどを行い、面積の精査を進めてまいります。

なお、本日の資料の一番後ろ、資料11の後ろに参考資料として面積の考え方を追加させて頂きました。こちらの参考資料について簡単に説明いたします。

先ほどお話ししました現状の面積の積み上げや、国土交通省の基準による庁舎の面積を算定しただけでは、一般的な行政庁舎としての機能しか盛り込まれず、基本構想のコンセプトにあります、まちづくりに資する庁舎としての機能、つまり中央右側の赤線で枠囲みした部分の機能が追加できないと考えております。まちづくりに資する庁舎として必要な規模は今後検討させていただきますが、その上限を約3,000平方メートルとして検討をしております。

では、資料を戻っていただき、資料3をご覧ください。資料3は敷地内の土地利用に関する説明で、両面の資料となっております。

なぜ土地利用の検討を行うのか、簡単に説明しますと、一般的な戸建住宅を建てる時と同じように、自分の家が建つ敷地の面積が限られていますので、仮に戸建住宅だったら、敷地の中には住宅のほかに、駐車場や庭などを配置する必要がありますが、その際、例えば駐車場を車1台から2台にすると、その他の部分を小さくする必要があります。戸建住宅の例と同様に、市役所敷地内の駐車場や緑地の配置などが、新本庁舎の建築規模に影響してきます。

まずは、2-1敷地内の広場についてです。資料3の左上の写真をご覧ください。これは今年の定禅寺ストリートジャズフェスティバルが開催されている時の様子を市役所の高層階から撮影した画像です。写真の奥にある市民広場はテントが建てられ、多くの市民で賑わっていますが、手前側、市役所の敷地の方を見ますと、市民の姿はなく、イベント関係者用の駐車場やバックヤードとしての利用となっております。

新本庁舎の整備により、市役所の敷地が市民広場と一体的な利用ができる空間となるためには、写真の左に記載している「今後の検討」として3点、賑わいに資する場とするために敷地内広場の配置・機能を検討すること、賑わいの連続性に影響しないように駐車場を配置すること、市民広場と敷地内広場の一体的な活用が将来的にできるように、市道表小路線も含めた一体的な利用の実現可能性を検討すること、以上の3点が今後の検討として考えられます。

参考として、(3)に敷地内広場の利用イメージをお示ししています。敷地内広場の規模につきましては、この後の資料6以降で説明させていただきます。

次に資料の右側をご覧ください。資料の右上の表は市役所の駐車場の現状です。駐車場の検討のポイントは、右下に記載しておりますが、2点あります。1点目は車を利用する市民の状況は変わらないと考え、地下駐車場の整備も含めて現状の駐車区画台数を確保しつつ、有料化の検討を行います。なお、今回の基本計画では、新本庁舎の地下に駐車場を約200台、地上部分も合わせて敷地内で約360台の駐車区画を確保する予定としております。よって、地上部分には約150から160台分の駐車スペースが必要になると考えています。

2点目は、駐輪場について現状の台数を整備するほか、庁舎の集約化により来庁者数の増加が見込まれることから、必要な駐輪区画数を精査していきます。

続いて、裏面をご覧ください。裏面の左上は、敷地内にまとまった空地を確保する必要性について記載しています。敷地内広場、または敷地内の駐車場については、1つ目としまして、仙台市立病院と同様に、次のまた次の庁舎の建て替え用地とすること、2つ目としまして災害対応の場所として確保すること、この2つの目的でまとまった空地を確保したいと考えています。

続きまして、左下をご覧ください。2-4敷地内の緑化についてです。道路に接する部分の緑化や地表面の緑化を行うことで、緑が見える環境を整備することや、景観への配慮、屋上や壁面緑化の導入の可能性を検討するなど、本市の緑化の方針に沿った整備を行うこととし、最終的には一番下の行にあります敷地内の緑化率20%を目指すことといたします。

次に、右側をご覧ください。こちらは敷地の周辺も含めた人や自動車などの流れ、動線を計画するにあたっての留意点を記載したものです。市役所の敷地の中を通り抜ける動線や、東二番丁通に面したバス停留所の待合室、地下鉄勾当台公園駅と新本庁舎の連結、一番町商店街からの歩行者動線、地下にある庁舎間連絡通路、大型バスの敷地内乗り入れ、新本庁舎の車寄せなど、動線を検討すべき部分がたくさんあることから、これらの留意点を踏まえながら整備パターンの検討と併せて検討を進めてまいります。

以上、資料1から3までご説明しましたが、ポイントとして、資料1は今回の検討の内容をお示ししているものです。資料2のポイントとして、おもて面右下にございますが、新本庁舎の着席人数が約2,600人から3,000人であること。資料2の裏面にございますが、こちらも右下ですけれども、新本庁舎の規模は約66,000平方メートルから78,000平方メートルとすること。資料3については、おもて面に屋内広場、駐車場のお話、裏面には緑化と動線計画のお話、こちらにより庁舎の大きさに制約が発生しますので、それらのバランスを検討する必要があるという内容となっております。資料1から3までの説明は以上です。ご検討をよろしくお願いいたします。

増田委員長： ありがとうございます。今後の庁舎の全体像を考えるときの設計要件といますか、基本的に配慮すべき点、利用人数とか規模とか動線とか、概要

の説明がありました。この資料2と3についてご質問、ご意見があればよろしくをお願いします。

山浦委員：山浦です。ちょっと確認させていただきたいのですが、本庁舎に集約する庁舎について、基本構想の段階で、上杉分庁舎については、面積を出すときには確か除外をしていたと思います。書きぶりという資料2の最初のところで、上杉分庁舎については規模増減のバッファとして活用することができるというように書いてあるのですが、そもそも数字から外しているということなので、私は基本的に誤解をしたのかもしれませんが、現行本庁舎の1フロア分がバッファだというふうには理解していたのですが、これも同じように考えていいのでしょうか。

事務局：いまおっしゃっていただいた35,600平方メートルという基本構想で積み上げた面積に、1,900平方メートルの、資料2の裏面の右側の枠囲みの中に書かせていただいておりますが、上から3行目、現状の専有面積の合計35,600平方メートルに、現在の本庁舎の基準階1フロア相当分、こちらをバッファであると想定し、書かせていただきました。おっしゃるとおり、基本構想の中ではその35,600の中に上杉分庁舎の面積は当然入っていませんし、トータルの延べ面積66,000の中には入っていなかったというものです。

今回資料2の裏面の一番下のところに、検討の目安とする庁舎の規模として約66,000平方メートルから78,000平方メートルと書かせていただいておりますが、この中には上杉分庁舎の面積は含まれていないと考えております。

増田委員長：資料2のおもて面によれば、630人ぐらい現在この庁舎にいるということです。いろいろシャッフルがあつて600になるかどうかよく分からないですが、そのような形もあつて2,600人という数字、3,200人よりもやや減った数が出ているというふうに理解すればいいですか。

事務局：資料2の右下をご覧いただければと思いますが、ちょっと補足させていただければと思います。こちらの2,600や3,000という数字がどのように出てきたかというお話ですが、2,600人という一番少ない数字をどうやって出したかという、現在すべての着席人数を算定させていただくときに入っている諸団体や、委託業務で業者さんが今の庁舎の中に入っていたりもしますので、そういった方々、あとは、上杉分庁舎にも正規の職員を配置するというふうには考えたときには、上杉分庁舎のほうに正規の職員数が動いていきますので、新本庁舎、この敷地の中に建てる面積としては2,600人分の着席人数で済むという形になります。

一方、上杉分庁舎のほうに正規の職員を入れないと考えたときは、その600人は新本庁舎に入ってきますので、その人数などを考えるとトータルで3,000

人ぐらいになるだろうと考えました。2,600と3,000の根拠はそのような形になっております。

増田委員長： よろしいでしょうか。ほかになにか。

恒松委員： 東北学院大学の恒松です。資料2で伺いたいのですが、裏側です。専有面積の考え方ということで、まず前の基本構想の中で、もしかしたら議論があった結果なのかもしれませんが、バッファー部分を現在の基準階の1フロア1,900という数字が出てきた根拠があれば教えていただきたいのと、専有面積の考え方について、何となく察するところはあるのですが、専有面積が何を指しているのかを、もう一度ご説明いただければと思っています。例えば災害対策機能と言ったときに、500平米という数字が出ていますが、ここに入り込んでいる用途というか、例えば本部機能だけなのか、何かしらの備蓄のためのものが含まれるのか、そのあたりを少し。専有面積に該当するものが何なのかをご説明いただければと思います。

あと、その中で下の計算のところの、国土交通省が示す基準に基づくというところで、こちらは最後の下から3行目のところに、一部災害対策機能の市民利用などを考慮し、補正を行うという、これがちょっとよく分からなかったのも、もしご存じであれば、考慮し補正、とは何かと思ひまして。黒い四角の(2)の国交省が示す基準に基づく面積のところの、下から3行目の括弧書きのところです。ご存じであれば教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

事務局： いま3点ほどご発言をいただいたかと思ひます。初めに専有面積についてご説明させていただきたいと思ひます。前回皆さまにお配りしたかもしれませんが、本庁舎建替基本構想を検討する際に、専有面積と延床面積で面積の違いがありましたので、そちらのご説明を簡単にさせていただいたかと思ひますが、簡単に申し上げますと、専有面積としては執務室や倉庫や会議室など、主に業務に関連する部屋の面積を足し合わせたものです。これから外れるものとしては、例えば廊下、トイレ、設備関係の諸室などについては、共用面積として面積から外しています。これが専有面積の考え方です。

2点目ですが、資料の裏面にあります、現状の専有面積の合計35,600平方メートルになぜ基準階1フロア相当を足したのかということですが、基本構想を策定させていただいた時点で最終的に将来の想定を見越して、何平米ぐらいを追加していくのが望ましいのかという想定がなかなか難しかったということがございます。当然人口減少もしてきますし、公務員の仕事が増えるのか減るのか、もしくは公民連携の仕事のスペースが増えてくるのではないかなど、いろいろな観点があったのですが、そういったところを踏まえて、まずは現在の基準階1フロア分を入れさせていただいたのが2点目です。

3点目ですが、いまご発言いただいた枠囲みの中の下から3番目の「国土交通省の基準が」というところは、実は事前に送らせていただいた資料にはそう書いてあったのですが、本日皆さまにお配りした資料では削除させていただいております。国土交通省の算定基準の中にある面積の基準、こういう設備だったらこれぐらいの面積だろうというのがございますが、実はそれが我々の市役所の現状と若干ずれているところがあったので、そこを補正させていただいたというもので、そういう形になっています。簡単ですが、以上です。

恒松委員： はい、ありがとうございます。

増田委員長： 1点、駐車場や駐輪場についてですが、青葉区役所に一般の住民の方がお越しになるとき、現状で利用者がどのようにされているか、車や自転車を停めている場合、区役所利用と市役所利用と、なかなか線を引けないとは思いますが、そこは、今どういうふうに使われていますか。区役所独自の駐輪場はあるのか、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

事務局： 市役所本庁舎と青葉区役所の駐車場と駐輪場の関係ですが、上杉分庁舎を建設するとき、青葉区役所で持っていた駐車場を上杉分庁舎の敷地にしたということもあるので、今は本庁舎の来庁者用駐車場を青葉区役所の利用者も使うというような運用をしています。駐輪場については、青葉区役所独自で持っているというような状況になっています。

山浦委員： 山浦です。今後の議論に関わるのでちょっと確認させていただきたいのですが、規模をある程度決めていくにあたって、この地区では高さが80メートルという制限があると思いますが、その80メートルの中で19階と、だいたい1フロア4メートルぐらいになるのでしょうかけれども、つくりによってデザインはずいぶん変わってきてしまうでしょうし、床面積の関係でずいぶん違ってくるとは思いますけれども、基本的に80メートルで19階というのは、執務環境としてどの程度のものなのかという評価ですね。空間的な圧迫感のような意味で4メートルというのはどうなのかというのを教えていただきたいと思います。

あと、基本的な形として、分庁舎なり仮庁舎については集約をしていきたいという、これは財政的にもそのほうが一番よろしいのでしょうかけれども、仮に増えてきたとなると、当然現在中に入っている施設なり機関なりを含めて、すべてを集約することができないということを少し弾力的に考えていただいて、その前提で考えられるかどうか。その2点を確認させていただきたいと思います。

事務局： いま2点ご発言いただきましたが、1点目の想定としてこの地域だと高さ制限が80メートルになっているので、19階建ての場合、単純に割り算する

とおそらく各階4メートルぐらいだろうというふうに我々のほうも想定しています。天井の高さが4メートルというのが働く空間として、もしくは市民の方が利用する空間としてどうなのかという点については、一般的な事務所ビルをつくる場合はそのくらいでも妥当ではないかと考えています。しかし、今おっしゃっていただいたとおり、市民の皆さんが利用されるような空間においては、もう少し天井が高い空間が欲しいと考える場合もあると思います。そこについては、市民の方がたくさん利用される、たとえば低層部分の階は階高を高くして、逆に上のほうの階で設備が多い所は低くするなどの工夫はできると思いますので、今後の設計段階で調整させていただきたいと考えています。

同じような80メートルで19階建てといたしますと、お隣の県庁舎だとか、あとは国の合同庁舎も高さとしては80メートルになっておりますので、執務空間の高さとしては4メートル程度でも妥当ではないかと考えています。

あともう1点ですが、現在の分庁舎を集約するときに、将来もし仮に必要な面積などが増えることも想定して、中に入っている方々が入ってこられないことも想定して、予備として残す可能性ですが、ほかの分庁舎などの取り扱いについて、今回の市役所本庁舎の検討と合わせて内部で検討させていただきたいので、もし本当にそういった予想外のプラスアルファで面積が必要になったときには、そのような周辺の庁舎なども再度活用できるかどうか検討の中に入れていくと考えられます。

石井委員：石井です。これまでの経緯が分からない部分もありますが、今、面積の話をしていて、面積は最終的に大事なファクターで、お金に全部関わってくるので、延床面積をどうするかというのは大きいと思います。1フロア相当の席を増やすことを前提にやっていて、増やせるならばそれはすごくいいことだと思う一方で、業務の効率化やこれからの人口減少など、いろいろな要素をシンプルに考えると、むしろ面積は減らす方向で普通は考えるのではないかと考えていて、つまりフレキシブルに使う、もしくは将来的なことを考えると、どう考えても面積はいまよりも必要なくなることのほうがたぶん考えられる想定だと思います。

そういう想定の中で、増やすことを前提にしているということがまだ理解できなかったもので、そこを教えていただきたいと思います。増やせるなら増やしていいと思いますが、そこが基本的な考え方として、市民の方に理解してもらおう上でもすごく大事なことだと思うし、その部分が最終的にはお金に全部つながってくるので、そこは明確な考え方があってのことだと思うので、もう一回確認させていただければと思います。

事務局：将来の人口減少を考えたときには、大まかに言うと人口のだいたい1%ぐらいが公務員なので、人口が減れば公務員も減って、仕事も減ればいいのですが、そういうふうになっていくのであれば庁舎の面積は減って然るべきで

はないかというご意見が確かに一般的にはあるのではないかと思います。今おっしゃっていただいたとおり、新しい庁舎をつくるにあたり、事務の効率化などについては当然考えていくこととなりますので、面積については減る方向になると考えています。

一方で、将来の社会情勢などを考えたときに、公務員が担っている仕事の範囲と民間の方々に協力していただく範囲の境界がどんどんあいまいになっていって、場合によっては、新しい庁舎の中で民間の方々も入ってきて、共同で仕事をしていくような将来像もあるのではないかと考えています。

現状の面積としては、今回、まちづくりに資する庁舎を実現するために、今の市役所庁舎の機能に加えて、さらに市民の方々に利用していただけるような、まちづくりに資する空間を付加するということで面積を追加するところがあります。あとは議会機能の強化などを考え、面積が増えていく傾向はあると感じています。

ですので、実際は業務の効率化を図って面積が減っていく方向のファクターと、より充実させてまちづくりに資する機能を付加させていくという、床面積が増えていく方向の部分、あとは公民連携で仕事をしていく可能性も含めて、面積が増えていく部分も考えられます。そういったところを考えると、現状我々としては面積を増やしていったほうがいいのではないかという結論に至ったところです。

参考として先ほどご説明しましたが、ほかの政令指定都市でも人数は大きく変わらないと見込んでおり、執務面積の効率化には同じように取り組むかと思えますし、面積は各政令市の状況によっても異なるとは思いますが、特に仙台市においては、まちづくりに資する機能を増やしていきたいところがありましたので、今回面積は増ということを考えています。

事務局：最初の基本構想のときの面積の考え方で若干補足させていただきます。資料3の裏に書いてある現状の専有面積の考え方で、行政機能から市民利用・情報発信機能まで書いてありまして、それに1,900平米をプラスするということで、基本構想の時点では終わらせていましたけれども、行政機能の中には、本来の市の組織と、分庁舎にある諸団体の現状の面積を入れております。現状の事務室でも既に狭あい化というのがありますので、いろいろこれから事務効率を図ったり、書類の整理をしたり、あるいは新しい働き方、ワークプレイスを行いながら、それぞれの執務面積の減というものもありますが、もともと狭いところもあるので、そこを増やすという考え方もあるので、31,100を基本としています。

先ほどお話があったように分庁舎の中で施設や諸団体もありますので、そういった団体が果たして本当に新しい本庁舎に入るのか、あるいは上杉分庁舎に入るのか、入らないのかというプラスマイナスもありまして、行政機能のほうは、ここに落ち着いています。議会機能については3,500平米と書いてありますが、ただこれは現状の面積であり、基本構想の資料の中に議会からの答申

も付けていますが、議会のほうでも現在の議会機能の拡充を図りたいという意向があり、4,200～4,900平米で新しい議会機能を考えたいということもありますので、現状の3,500平米からのプラス要因があります。

基本構想の検討委員会するときにも出た、現状の市民利用・情報発信機能が500平米で足りないのではないかとということで、この500平米という数字が紛糾の元になったこともあります。そういった諸々の要因も含めて、基本構想の段階ではとりあえず1,900平米を足しておこうという考えになりました。

そのあと、この基本計画の段階では、そういった面積では市民利用機能は満足できないだろうから、とりあえず3,000平米という市民利用機能をプラスしようという考えに現在至って、このような幅広い面積でとりあえず検討を開始しようということにしたものです。

石井委員： はい。ありがとうございます。

伊藤委員： 資料3の駐車場についてですが、私も公共交通機関を使えと言われても、どうしても車で来てしまっているのが現状で、仙台市民の方々の居住地を考えると、将来的にも車での来庁というのはやはり避けて通れないのかなというところは思っています。

現状の駐車場を拝見しても、やはり私たちが使えるような台数は本当に限られているところがあると思います。身障者用という形で今、ひとくくりにされていますけれども、例えば私のようにドアを大きく開いて車椅子を置くスペースが必要な方と、それほどドアを広く取る必要がないけれども、長距離歩くのが難しくて入口近くの方がいい方とか。あと、仙台市にも思いやり駐車場という形でこの一帯も区画されています。

そういった意味で、ある程度いろいろな方々に対応できるような駐車場のあり方と駐車スペースと、庁舎の建ち具合にもよりますが、1カ所に集約しないで、例えば東西南北どの辺からでもアプローチできるような駐車スペースの確保とか、具体的なことはこれから入っていくと思いますが、やはり車で来庁される方の駐車場の台数、スペース、使い方の多様性を考えていただければありがたいと思っています。

先ほど区役所の話もありましたが、青葉区役所の場合、私たちのような、障害がある方々は区役所の北側を出た所からすぐそばに停められて、アプローチできるような、一般の方はそこには停められないということで入口に警備の方がいるのですが、今後もそういった有人的な対応も場合によってはすることもありますので、そういうときに当事者の方の訴えによって弾力的な駐車スペースを考えていただければありがたいと思います。個人的な体験では待ち時間や渋滞などがあったことはないですけれども、市役所の一帯は車椅子ということは抜きにして、渋滞的なものでは並びますし、やはり今後市民との共有の場も増えてくるでしょうから、そういったことはあるかもしれませんが、よろしくをお願いします。以上です。

齋藤委員： 齋藤です。時間が押していると思うので手短にお話しします。資料3の写真の部分にまちの賑わいのスペースがありまして、アオーレ長岡のナカドマが写真で掲載されていますけれども、今回の計画の中で、市民広場との一体化や市民の方がそういう賑わい、公民連携でいろいろなイベント等もされると思います。このアオーレなどは屋外空間と屋内空間が一体化してつながっていて、たとえば雨が降ったときには屋内に退避できるとか、結構フレキシブルなつくりになっているので、この外空間が活かされているデザインになっています。たぶんこれは今後の計画でかなりデザインに反映されると思いますが、実際にここでどのような活動をしたいのか、行われるのかということも盛り込みながら、ぜひすてきな、特徴的な賑わいのスペースをつくっていただけたらいいと思います。以上です。

増田委員長： いまの件は、後ほど低層部の利用のところでもう一回出てくると思います。ほかにありますか。

姥浦委員： 姥浦でございます。先ほど来出ている話ですが、着席人数が出てきた根拠と庁舎機能の根拠は、現状こうだということと、考えたことがこうだということは書いてあるのですけれども、基本的にこれは全部ブラックボックスになっているので非常に分かりづらいと思います。このあたりがもう少し、何人というところまでは難しいかもしれませんが、たとえば2,600、3,000の根拠をもう少し明確にされたほうが、ブラックボックスではなく、こういうことでここからここまでなのだということが分かると思います。先ほど来のご説明を伺っていると、そのあたりがどうしても分からないので、何度も繰り返し質問が出てきているかと思しますので、そのあたりをご勘案いただければというのが1点目です。

それからもう一つ、働き方に関して。資料にも書いてありますとおり、いま働き方がずいぶん変わってきて、書類の量やいろいろな面積も変わってくるような話があると思います。そのあたりの検討をされていると思うのですが、それがいつの時点で、どのように庁舎の計画とうまく融合していくのか見えない部分もあるので、そのあたりを明確にいただけると、ここでつながるのだからまずはこれで検討を進めていって、それでさらにそういうものの精査を踏まえてというところが見えてくるかと思えます。そのあたりをご教示いただければと思います。

事務局： 着席人数と面積の関係に関しては、確かにおっしゃるとおり、途中の細かいエクセル計算の内容などは今回お示ししていないところですので、そういったものを基本計画でも分かりやすくお示しできるように調整していきたいと思えます。

もう1点。働き方改革ということで、何について、どういうふうに取り組んでいくかということですが、これは来年度予算がすべて付けばですが、現状のオフィスレイアウトや文書量などの調査を行った上で、そこからどういった形で目標設定をして、どのぐらい削減できるのかの検討は来年度早々にでもやって行きたいと考えております。その結果が今回の基本計画の中に、最終の段階になるのか、それとも途中の段階になるのかは今の時点では申し上げにくいのですが、そういったものを盛り込んで、最終的なオフィスのレイアウトや規模感に落とし込んでいきたいと考えております。

増田委員長： 1人当たり8.3～7.8平米という具体的な数字として出てきていますが、参考として、ほかの庁舎とか最新でつくられているフリーアドレスのオフィスだどどのようなものかという、そのへんの目安の数字が上がってくると、それに人数を掛け戻すと何となくの面積のイメージが出るので、そういう資料も提出していただくと具体的なイメージが湧くのではないかと思います。

(3) 低層部の機能・導入する技術・設備について

増田委員長： 少し時間をオーバーしていますので、次の資料4以降に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは引き続き、資料4からの説明をお願いします。

事務局： では、資料4をお開きください。資料4は新本庁舎の低層部に求められる機能の説明です。資料の左上をご覧くださいと思いますが。低層部の機能について、庁舎の断面イメージで表したものとなっています。黄色で囲まれた市民利用、情報発信、そしてその左側にあります、まちの賑わいに資する場、地上の部分も含め、赤でお示した災害対応の用途への転用などが考えられます。そのほか、上の階にある行政機能などへの窓口としての機能も必要となってまいります。

続いて、左下をご覧ください。五つのイメージ図をお示ししておりますが、これらは資料6以降で詳しく説明させていただく整備パターンについて、市民広場から見たときのイメージ図です。それぞれのパターンで、建物の配置や形状が異なっておりますので、市民広場への圧迫感の違いが何となくお分かりいただけるのではないかと思います。こちらは後ほど資料6以降に大きな絵でお示しをさせていただきたいと思っております。このようなイメージに加えて、日影や気流、交通などへの影響も含めた地上部分の検討は進めてまいりたいと考えております。

続いて、こちらの資料の右側をご覧ください。前回の検討委員会で低層部の面積を大きくするなどのご意見がございました。今回は低層部の機能について、表の形式で分類、整理を行い、必要な諸室の例、整備の優先度などをまとめたものです。大きな分類として三つございます。「行政機能として求められ

る機能」「まちの賑わいに資する庁舎の視点から求められる市民利用・情報発信機能」「時代・現状から考慮すべき課題」。こちらの三つの分類を行い、その中に各機能や課題を分類しております。諸室等の例を中央に記載しておりますが、これらの部屋の内容についてはあくまでも例示でございまして、具体的な検討は次回以降を予定しております。

こちらの表の一番右側ですが、整備の優先度をお示ししております。大きな分類で行政機能の部分、総合案内や災害時の対応を行うための機能などは原則整備することといたします。また、市民利用・情報発信の機能については、まちの賑わいに資する庁舎とするために必要性の高いものを優先して整備することといたします。

偶然ですが、本日1月17日は阪神淡路大震災から24年ということで、神戸市内でいろいろなイベントなどが開催されておりますが、本市におきましても、東日本大震災の経験や教訓を後世に伝えていけるように、低層部分にどのような空間の整備が必要か、諸室の検討は進めてまいりたいと考えております。

最後に時代、現状から考慮すべき課題について、本市の政策の方向や実現可能性の調査などを行いながら、特に必要性が高いものを整備したいと考えております。

続きまして、資料5について説明いたします。資料5は両面資料となっております。おもて面については庁舎の省エネルギーに関する説明です。資料の左上に新本庁舎の環境配慮技術に関する性能目標をお示ししています。新本庁舎の性能目標はZEB認証のうちZEBreadyという認証以上を目指すことといたします。このZEBはネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称でして、このイメージを簡単に申し上げますと、建物に省エネルギーの工夫や技術を取り入れ、一般的なビルと比較して半分以下のエネルギー消費量に抑えたビルのことを示しております。

新しい本庁舎についてはかなり大規模な建築物になるということ。また、災害対応の機能などが備えられることから、相当なエネルギー消費が想定されるので、ZEB認証のうちZEBreadyを目標にすることといたしました。資料の左下の表ですけれども、省エネルギーに関する技術として、エネルギーの負荷そのものを設計の工夫で抑制するパッシブ技術。そして、エネルギーの利用効率を高めるような設備を使ってエネルギーの利用を抑えるというアクティブ技術の例をお示ししています。こちらの技術ですが、これはあくまでも例をお示ししたもので、今後の設計で詳細を検討してまいりたいと考えております。また、資料の中央4-1-5に記載しておりますが、省エネルギーに関する技術に加え、エネルギーをつくり出す技術、例えば太陽光発電などの技術の導入も検討してまいります。

続きまして、裏面をご覧ください。裏面は新本庁舎の防災機能に関する内容です。防災に関する項目は大きく三つございます。資料の左側中段にございます、①建物の安全性確保、資料の右側にあります、②災害対策機能の強化、

そして右下ですが、③行政・議会の継続性の強化。こちらの3点が項目として挙げられております。

初めに①安全性確保ですが、新本庁舎が災害対策本部を設置するという。災害時の行政・議会の業務継続性強化などから、耐震の安全性などの分野では最高ランクを目指すこととしております。次に②災害対策機能の強化については、表の右側に例示しております設備などの導入可能性を検討します。最後に③継続性の強化についても先ほどと同様、例示した設備などの導入可能性を検討したいと考えております。

まとめますと、ポイントとしては資料4に関しては、行政機能を低層部に整備するほか、市民利用・情報発信の機能や、時代や現状から考慮すべき課題を踏まえ、優先度を決めて整備していきたいということ。資料5としまして、おもて面に環境配慮技術として ZEBready の認証を目指すということ。裏面のところで、防災機能としては耐震性が高く、災害対策本部の機能強化や業務継続性の機能強化を目指すことになっております。資料4と5の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

増田委員長： それではご質問・ご意見等、よろしくお願いいたします。

齋藤委員： 齋藤です。この ZEB はとても重要だと思いますが、同時に地球環境への配慮ということで、リサイクルや地球環境だけではなく働く人に対しての、今後この施設を利用する人に対しての健康配慮ということで、使う素材や、外光をどう取り入れるかはぜひ検討していただきたいと思います。

佐藤副委員長： 佐藤です。まず資料4の機能の整理をされているところに関連して、あと情報発信機能になると思って聞いておりましたが、基本構想委員会の段階で新庁舎に採用される、例えば制震デバイスや、先ほどご説明があった業務継続のためのいろいろな設備、耐震対策などの実際のを、全部とはなかなかセキュリティの関係上いかないまでも、子供たちや市民の方が見学できるような、ある意味教育機能というか啓発機能のようなものを新庁舎の機能として盛り込めるといいのではないかとということを申し上げました。そのあたりは今回の機能の中でどういう位置付けになっているのかをお伺いできればというのが1点です。

それからもう1点だけ、関連してですが、資料5の災害対策機能の強化というところで、機能強化することは大変いいことだと思っておりますけれども、宮城県で整備している広域防災拠点との連携というか、あまり無駄なことがないようにできればいいのではないかと思います。以上です。

事務局： いまお話しいただいた市民の方々が耐震対策や災害対策について学べるような機能については、こちらの機能・課題の中には明確に教育機能のような

感じで盛り込まれていないところですが、ご指摘いただいた内容も踏まえて、設計の段階でどこまで見せられるかは工夫していきたいと考えております。

あとは資料5です。県の広域防災拠点との連携ということで、記載はしてありませんが、そういったところも念頭に置いて計画を進めてまいりたいと思います。

伊藤委員：伊藤です。資料4の右の表の最後のほうに、少子高齢化・子育て支援ということで、事業所内保育所・託児所と書いてあるのですが、これは職員の方を対象とした機能になるのでしょうか。ある程度一般向けというところはどこまで考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局：資料4と5に関しては、具体的なイメージをしていただくということで、例示をさせていただいたというところで、実際にどういう内容まで盛り込むかとか、どういう具体的な形にするかはこれから市役所庁内での検討なども踏まえて、最終的に決定していくものですので、あくまでも今回例示させていただいたというものです。具体的な内容は今後検討させていただきます。

伊藤委員：分かりました。一般向けであれば、私たちの立場から言うと、たとえばレスパイトサービス的な機能、お子さんを一時的に預けて、そこでご両親が市役所で手続きなどを行えるような一時的な預かりサービスとか、そういった所なども求められたりするのかなということ。いまは一つの例で、このへんはこれから具体的にになっていくところで、また提案させていただきたいと思います。

増田委員長：それぞれあったらいいものがたくさん出てきて、その場合にコストはどうするのかなど、いろいろ難しい問題もあると思いますが、またそれはそのときに議論があるかもしれません。ほかになにかありますか。

青木委員：青木です。2点ほどですが、資料5について技術的な部分はなかなかイメージがしにくいところがありますが、ZEBの取り組みは、現在既にどこかの民間の建物などで取り入れられているような実例や参考情報があるのでしたら、イメージをするのに教えていただければと思います。具体的にこのような、こういう取り組みだというのが、もしお分かりでしたら。

それから、裏面にあります②災害対策機能の強化のあたりに、メモリアルギャラリーなどいろいろ入っていますが、既存の仙台市の公共施設、たとえばメモリアル交流館もありますし、既にある機能との連携や、出来上がってからどうしようというよりは、つくるプロセスの中で現場の方との検討の機会といったものがどこかに組み込まれているといいと思いましたので、間に合うタイミングがどこかということもあるかと思いますが、そのあたりの予

定が、いまの返事でなくてもいいですが、ぜひ取り入れながら検討を進めていただければいいと思いました。

事務局： 2点ほどいただきました。まず1点目で、ZEBに関して民間で取り入れている事例やほかの行政庁舎などで取り入れている事例ということですが、民間の事例でも続々と増えていると思いますし、行政のほうでも新しい庁舎をつくる際にはZEBを目指す傾向です。こちらの説明はちょっと端折ってしまったのですが、資料5の一番左上のところにZEBの説明が書いてありますが、その中に「建築物については、2020年までに新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の、民間と公共建築物を併せた平均でZEBを実現することを目指す」という目標になっておりますので、新しくつくるビルについても、そういったものが多い状況です。

民間ビルの事例はたくさんは存じ上げません。本日いらっしゃっている齋藤委員などはお詳しいのではないかと思います。例示は入れられるようにしたいと思います。

もう1点、メモリアルギャラリーや防災ミュージアムなどの連携の話ですが、つくっていくプロセスの段階で、現場の方からのご意見などを頂きながら取り組んでいきたいと思っております。

齋藤委員： 齋藤です。質問ですが、資料4の低層部は市民利用のスペースを置くなどと明示されていますが、高層棟の最上階、確か議場になっていたと思いますが、これは既に議論され尽くして、市民利用は低層階がよろしいということになっているのでしょうか。

事務局： 今回書かせていただいている資料を全般的にご覧いただくと、これからの資料にも出てくるのですが、市民利用の機能が低層部にありまして、高層棟の最上階の所には議会機能が入ってくるような形の絵になっている部分もございます。ただ、実は現在我々から市議会に依頼をさせていただいて、議会機能がどの位置にあるべきなのか、検討をお願いしている状況です。我々事務局側の案として、議会の機能自体が市民に開かれた議会ということを目指してはいるのですが、議会機能が高層階にあって、その上で市民にいかに関るかというところを取り組んでいただくのがいいのではないかとご提案させていただいています。まだ結論が出ていない状況ですので、検討の結果が分かり次第、こちらの検討委員会にもご報告させていただきたいと思っております。

増田委員長： どこに議会があるかというのは、1棟にする、2棟にするというような議論とも関わってくる問題だろうと思います。あまり高いところに行くのも、いろいろ議論があるかもしれません。

それでは、おおむねこの資料4、5の議論についてはよろしいでしょうか。

(4) 整備パターン（案）について

増田委員長： それでは引き続いて、今日の一番のテーマですが、新本庁舎整備パターンについて、資料6以降に進みたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料6～11について、資料の枚数が多いのですが、こちらのご説明をさせていただきたいと思います。初めに資料6をご覧ください。新本庁舎の整備パターンについては、基本構想の検討のときから様々なご意見を頂いており、敷地内の屋内広場の配置、そして市民広場との関係性の検討に時間を要したことから、最終的に案を絞り込むことができませんでした。今回、皆さまにお示しさせていただく整備パターンの案は五つございます。左側の三つが1棟整備の案、右側の二つが2棟整備の案となっております。各検討項目について相対的な評価を行い、○、△、×の3種類の表記をさせていただいています。

各パターンの特徴により評価のばらつきがございますが、この案の中でどの案が最も優れているのかという点について、今回はお示しをしておりません。ただし、大きな方向性として言えることですが、右側でございます2棟案よりは1棟案のほうが相対的に○などの数が多く、メリットがあるだろうと考えています。

例として説明させていただきますと、一番上の「行政・議会機能」の項目について、2棟案をご覧くださいと、建物が二つに分かれてしまいますので、エレベーターやトイレなどが重複してしまつて、床面積に対する執務面積の比率が低下してしまうことが考えられます。

また、下から二つ目「環境配慮」の外皮熱性能の項目ですが、1棟の配置とした場合はおおむね同じような数値であるのに対して、2棟の案では外壁の面積が大きくなってしまいますので、この数値が1.2～1.3程度となり、これは何を意味するかというと、暖房や冷房などの設備効率を検討する際に外壁の面積が大きいので、左側の1棟整備のパターンに比べて1.2～1.3倍ぐらいエネルギーが必要になってくるのではないかと、ざっくり言うとそのような感じですが、そういう形でデメリットになるということを意味しております。

逆に2棟案で優れている部分は、一番右でございます中高層2棟配置のときに、「景観」の項目としてですが、市民広場への圧迫感の軽減などが考えられます。今回、検討委員会ではこれらの五つの案についてご覧いただき、検討する項目の追加や新たな案についてのご意見などを頂きたいと考えております。さらにこれらの案の中から、可能であれば二つか三つの案に絞り込み、引き続き詳細を検討し、次回以降さらに検討委員会の議論を経て、一つの案に絞り込んでいきたいと考えております。

それぞれの案について、資料7～11を使い、ご説明させていただきたいと思います。初めに資料7をご覧ください。資料7～11については、資料のレイ

アウトが同じものになっており、配置のパターンが違っているものです。こちらの資料はそれぞれ両面ございまして、まずおもて面ですが、左側に配置の計画。右上には市民広場を含めた俯瞰したイメージ。右下には工事スケジュールや解体・建築の順番が示されております。

参考までに、ちょっと面積は入っていませんが、左側の配置計画をご覧ください。勾当台公園の市民広場、ステージがある部分の面積は約3,000平方メートル程度というふうにご記憶いただければと思います。こちらの配置計画の中には、ピンク色で庁舎の高層部、低層部。ただ、低層部についてはあくまでも大きさを確保するという形で、仮で配置しているもので、低層部の形は変更が可能となっております。

そのほか屋外広場の場所と面積、駐車場の面積と台数、Ⅰ期工事とⅡ期工事の範囲、太い矢印で示しておりますが、市民広場などとの関係、また、赤い三角形もしくは赤い細い矢印などで出入口や空間の一体性などをお示しております。

右下にスケジュールがございしますが、こちらは年度単位のスケジュールと考えていただければと思います。

資料7のポイントですが、こちらは1棟・東側配置となっております。屋外広場の位置と大きさですが、配置計画をご覧くださいますと南側に細長い形状となっております。地上の駐車場台数は150台程度。建物の平面の大きさですが、高層部のところ、濃いピンク色の部分をご覧くださいますと、57×57メートルとなっております。

工事の順番は右側にございしますが、市役所の低層部、こちらの委員会室がある低層部分を先行解体するという必要が出てまいります。なお、左側の配置計画に市民広場や一番町のあたりに視点Aから視点Fまで書かれております。こちらは裏面をご覧くださいいただければと思いますが、それぞれの視点から新しい庁舎を見たときのイメージをお示ししています。

続きまして、資料8の1棟配置で西側の案をご覧くださいいただければと思います。こちらは庁舎の位置を西側に寄せて高層部をつくったものです。特徴は配置計画をご覧くださいいただければと思いますが、東側に南北に細長い形状となっており、屋外広場は約3,500平方メートルの大きさとなっております。地上の駐車場の台数は北側に150台。建物の平面の形ですが、縦の南北方向が64メートル、横方向が約51メートルとなっております。工事をする順番は右側の工事手順をご覧くださいいただければと思いますが、初めに市議会の議会棟と低層部を先行解体して、その上で庁舎を整備する形になっています。

続きまして、資料9をご覧くださいいただければと思います。資料9は1棟配置で、敷地内の中央に配置するというものです。こちら屋外広場から説明させていただきますが、屋外広場の位置と大きさは南側に長方形で約2,300平方メートル程度確保できると考えております。地上の駐車場台数は北側に約150台。建物の平面形状は、濃いピンク色の部分ですが、縦が42メートル、横が77メートルとなっております。工事の順番は右側をご覧くださいますと、先ほどと同

じですが、先行して議会棟と低層部を解体した上で、新庁舎を建設する計画になっております。

続きまして、資料 10 は 2 棟・高層配置となっております。こちらは前回の基本構想の計画からさらにより具体的に建設順番や解体順番を検討したという内容です。屋外広場ですが、配置計画図を見ていただきますと、A 棟はピンク色の部分の南側と北側に分かれてしまうというものです。形も屋外広場に面する部分が若干不整形になっており、二つを合わせて約 2,500 平方メートルを確保する計画です。地上の駐車場の台数は北側にまとめて 150 台。建物の平面の大きさですが、ピンク色の A 棟のほう が 45×45 メートル。青い色の B 棟のほう が 76×30 メートルの大きさになっております。

こちらの案の特徴としまして、右側の工事の順番をご覧いただければと思いますが、こちらの場合、いまある市役所の建物を先行解体することなく、工事順番でいきますと②のところで、新しい庁舎の A 棟をまず建築します。その上で、現在入っている高層棟、低層棟、議会棟の方々は新庁舎の A 棟に移転していただき、現在の建物を解体して、そのあとに新庁舎の B 棟を建設して、周辺の分庁舎の方々がそちらに入ってくるという 2 段階の形になっているというものです。

こちらは先行解体をしない、既存の部分を壊さない形になっておりますので、新庁舎の A 棟がかなり南側に寄ってきてしまって、市民広場との連携の屋外広場が分断されてしまっている状況になっております。

続きまして資料 11 をご覧いただければと思います。大きな特徴としましては、高層の建物にしないで、できるだけ建物を低く抑えて確保したものになっています。一番分かりやすいのが、右上の俯瞰イメージをご覧いただければと思いますが、高さとしては 13 階建て約 55 メートルという形になっております。高さとしては市民広場の西側にあるビルの高さと同じぐらいになってくるのではないかと考えられます。

こちらの概要ですが、配置計画をご覧いただきますと、屋外広間の位置と大きさですが、南東側にほぼ正方形の形で約 2,500 平方メートルの屋外広場を配置しました。ただ地上の駐車場の台数を 150 台確保するために、南側と北側、西側にも 2 カ所に分かれる形で駐車場が配置されるというものです。建物の平面形ですが、ピンク色でお示ししている A 棟と青い色でお示ししている B 棟はそれぞれ同じ大きさで、縦が 32 メートル、横が 78 メートルになっております。

工事の順番ですが、右側をご覧いただければと思いますが、先に議会棟と低層棟を解体して、そこにできたスペースに最初に新庁舎の A 棟を建設します。そこに高層棟や議会棟の方々に入っていただいて、高層棟を解体したあとに新庁舎の B 棟を建設して、そちらに分庁舎の方々が入っていくというものです。2 棟配置の場合は共通ですが、一番下のスケジュールをご覧いただければと思いますが、すべての工事が完了するのが平成 42 年度、11 年後ぐらいになってくるというものでございます。これに比較して 1 棟整備の場合は、早ければ 8～9 年後ぐらいに完成する内容になっております。

あと1点補足し忘れましたが、資料7～11の配置計画の平面図をご覧くださいできればと思います。どの案でも構わないのですが、ピンク色やブルーの絵の中にグレーで色が付いている部分がございます。グレーの部分は何かと申しますと、たとえばエレベーターやトイレや階段など、建物共通で立ち上がっていく部分、一般的にはコアと呼んでおりますが、そういうコアの部分がそこに該当するだろうというもので、ピンク色や水色の色が付いている部分は、例えばオフィスや倉庫の部分に使われる空間だというふうに考えていただければと思います。簡単ですが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

増田委員長： ありがとうございます。たぶんパターンはもっといろいろあり得るとは思いますが、ご感想やご意見、コメント等があれば、ぜひお願いします。

恒松委員： 感想とお願いという感じですが、各種配置の条件が同じではないので、ちょっと見にくい。要するにこの段階でコアが必要だったのかというのが気になっていて、それぞれ設計する人たちの基壇部とのつながりとか、それによってコアは選択されると思うので、ここでコアを示されると混乱するような気がしたので、ちょっとそれをお考えいただければと思っています。たぶんコアは行政サービスとの関連も出てくると思うので、いまではないのではないかとというのが1点。

あと、いろいろと評価をされていると思いますが、各項目の評価の優先順位があれば、お示しいただけると良かったです。

評価の中で、例えば行政・議会機能はコアのお話が表にも書いてありますが、2棟パターンでコアの解説がないとか、評価するとき、評価したけれども意識しなくても大丈夫というふうに至りましたというのが大事だと思います。ですので、ほかに使った評価に関しては全部のところ考慮しなくてもいいとか、考慮した結果、大丈夫であったという評価も併せて入れていただけたほうが。こちらには書いてあるのに、こちらにはないというものは。圧迫感に関する事など非常に見えて、「あれ、こちらは？」というのがあったので、もう少し情報を。あまりたくさんになると見にくくなるという配慮だったとは思いますが、先ほど姥浦先生も言いましたが、ちょっとブラックボックスのような形になっているので、ご検討いただければと思います。

事務局： ご指摘いただいたとおり、確かに1ページに全部まとめようと端折り過ぎてしまったところもありますので、そこは評価の優先順位を付けたり、評価をすべての項目同じように横並びで網羅させることについては、ページが増えても構わないと思いますので、評価のほうは修正したいと考えています。

齋藤委員： 齋藤です。いまの件に追加でお願いですが、この五つの中から2～3に絞るとなると、コアがあって、残りの部分が行政機能の働く場になると思います。先ほど働き方改革の話がありましたが、働き方に合っていて使いやすいかと

うかと、逆にここに来庁した方がサービスを受けやすいかという視点でフロアプレートを選択していくべきなので、これを全部に詰め込んでしまうと分かりにくいので、実際のプレートがどういうプレートになるのかということもお示しいただかないと、この五つから選択するのがちょっと難しいと思いました。

事務局： プレートというのは、イメージとしてはオフィスのレイアウトというか、お客さんがいらっしゃったときにどういう空間が広がっているかが分かるような感じということですか。

齋藤委員： そうですね。例えば窓口を置かれると思いますが、浅過ぎるとすごく使いづらいレイアウトになってしまいます。結局使いづらいレイアウトだとサービスの質にも関わりますし、効率的に働いていこうといったときに結構空間が大事になってくるので、そのあたりも可能な範囲で見せていただく中で選ぶほうが間違いないかと思います。

事務局： オフィスのレイアウトをどこまでご提供できるかはありますけれども、齋藤委員はご専門なので、ご協力いただきながら、検討させていただきたいと思います。

増田委員長： ほかになにかありますか。

石井委員： 石井です。評価をする項目をもう少し精査しながら、また加えていかなければいけない部分があるとは思いますが、例えば景観などについても検討は書いてあるのですが、やはりどうしても市民広場や定禅寺通との関係性を重視するのは分かりますが、それだけではないですよね。東西南北に面がありますし、片方を重視していけばいくほど裏側が出来てくるとか、周辺の環境を考えると、もう少し広く景観などを見て、評価をしていかなければいけないのではないかと感じました。

あと、1棟で建てるか分棟にするかも結構大きなことではありますが、やはり1棟で建てる、どうしても高層ビルで1本ですよね。もちろん機能的になるかもしれないし、使い勝手がいいのかもしれないですけども、建築的には非常に難しい。つまり、やはり仙台市のシンボルとして魅力のある建築をつくっていくのが最終的には大事だと思います。そのときに、もちろん設計する人がうまくやればいいとは言っても、なかなか難しい条件ではないか。むしろ二つに分かれるとその自由度は高まりますし、つなぐところやつなぐところに来た空間などが、逆に1棟でつくるものとは違う魅力を生み出す可能性もある。そういう意味では、なかなか今の評価軸に入らないようなこともあるだろうと。そのへんも、もう少し入れ込んでいかないと、なかなか評価はできません。

○、×、△というのも、今の時点での話だとは思いますが、このへんを丁寧に議論していかないと、○、×、△というのはかなり恣意的に付けられるものでもあるので、そこをこれからどういうふうに具体的にしていくかは、慎重に考えていかなければいけないと感じました。

事務局： 景観に関して東西南北の面を考えてということで、確かにご指摘のとおり、視点は、北側は1点ぐらいしかなく、南側は3～4点あるという状況でしたので、こういった視点も含め、遠くから見たらどうかということも、やがて環境アセスメントのときにも必要になってくるかと思しますので、そこも含めて、景観は項目の中でさらに検討させていただきたいと思います。

あと、魅力がある建物にするために1棟か2棟かというところは、魅力の評価項目が非常に難しいところですので、そういったところも引き続きご意見などを頂きながら、入れられる項目については評価項目として検討してまいりたいと考えています。

本多委員： 本多です。今までの話でメリットとデメリットがいろいろあると思いますが、この表を見た限りだと、1棟のほうは職員の方も一体的なサービスができたり、仕事ができるという印象を受けました。

以前は市役所の最上階で展望台が使えると聞いたことがあります。今はもう古くなって使われていないというお話だったのですが、次に新しくつくるときはそういったものも計画の中に入れて、市民の方にいろいろ景色を見てもらえるようなサービスがあればいいのではないかと思います。

あと、高層ビルということで、一番町の商店街との軸というか、市役所との連携というか、そういったものを考えながら、周りの景観とビルとの調和を考えて、今回の新しい庁舎ができたらいいと思いました。

事務局： ご意見いただいた中で展望スペースのお話については、今年度の基本構想を検討させていただくときのパブリックコメントで、市民の方から展望ができればいいというご意見なども頂いておりますし、先ほど齋藤委員からお話があった、市議会が上のほうにあつて、開かれた議会にというときに、議会のほうの検討の中でも展望スペースがあったほうがいいのではないかとのご意見などを頂いていますので、展望スペースは最上階になるのかということはあるかと思いますが、機能として入れるかどうかは検討させていただきたいと思います。

あともう1点、一番町商店街からの軸と言うか、連携というところですが、現在の市役所の本庁舎も、一番町商店街から電光時計が見えるような形で軸線上に建っていますので、今回皆さまにお示しした資料7～11の配置計画には、一番町商店街からの中心の軸線を表記させていただいたほか、裏面のイメージパースでも一番町商店街からのイメージの見え方ということで、それぞれのレイアウトでいきますと、一番右上に一番町商店街からこのように見えるという

ことで書かせていただいております。こういったところも参考にしながらご検討いただけるとありがたいと思います。

伊藤委員：資料6を拝見すると、いまほかの委員から専門的なお話などがありました。たぶん私が一番この中では素人だと思います。そうすると、この〇×にどうしても引っ張られてしまうところがあります。これを市民の方にお示した場合も、〇×のところに結構、先に視点が行ってしまうところは当然あるかと思えます。

ただ、最終的にはどれかに絞らなければならないということがありますので、例えば2棟パターンの×の「環境配慮」の凍結防止措置の配慮のところはどれぐらい負担があるのか。東側配置の1棟の一番左側の「景観」のところには△とありますけれども、市民広場への圧迫を軽減する配慮と2棟パターンの「環境配慮」の冬季の凍結防止措置の配慮を比べて、どちらのほうがより配慮が必要なのか、同じ配慮が必要な中での優先順位も、ある程度お示ししていただく必要があろうかと思えます。でないと、もう2棟パターンは順位から落ちているのだなと感じてしまうところがどうしてもあるかと思えます。

ただ、こういう書き方をしないといけないというのがあるのも分かるので難しいと思えますし、恣意的にということではないと思えますが、検討していただければありがたいと思えます。

舘田委員：舘田です。先ほど齋藤委員もおっしゃっていたのですが、やはり項目の中に利用者の視点を入れていただくといいのではないかと思います。〇×は付けづらいかもしれませんが、例えば市民が訪れるときに、バスや地下鉄だと、今の庁舎の正面玄関は実はすごく入りづらいと思えます。あるいは職員の方が使うときのことも考えていただきたいと思えます。

その中で実際に出来上がるのが平成でいくと40年～42年で、今から10年前後かかるということですが、ICTがどんどん発展していますので、10年後の働き方は今から想像していないものになっている可能性が大きいのではないかと思います。今はどのようになるか考慮できないと思えますが、逆にフロアが全然思っていた席数も要らなくなっている可能性があると思えます。そのようなときに、流用やほかの使い方ができやすいパターンを想定しておく必要があると思えます。

今回このへんの配置図を見せていただいて、もともと効率化や費用の観点から当然1棟パターンなのだろうと思っていたのですが、2棟の最後の資料11などは、この絵だけ見るとすごく市民目線から見ても使いやすそうですし、いろいろな使い方のパターンが考えられるという感じで、素人目で考えががらっと変わってきたりもしましたので、少し利用する側の視点も解説に入れていただけるといいかと思いました。

事務局：先ほどからご指摘していただいているフロアの使い方が見えてこないという状況でございますので、どこまで出せるのか検討させていただきますが、具体的に使う側の視点、使う職員の視点、バスや地下鉄からのアプローチなども含めて、もう少し資料の内容を充実させていきたいと思っております。

姥浦委員：姥浦です。3点ほど申し上げます。まず1点目は非常に簡単な話ですが、各資料の裏をご覧くださいますとイメージがあるのですが、このイメージは10メートルから15メートルぐらいの高さから撮っているような視点だと思っておりますが、ここから見る人は誰もいないと思っております。ちゃんと1.5メートルぐらいの高さからのものにすべてしていただければと思っております。鳥瞰図はそれでいいのですが、そうではないものはおそらくそういうイメージでつくっていらっしゃると思っておりますので、その部分はすべて改善いただければと思っております。これが1点目です。

それから2点目ですが、このパターンを拝見いたしますと、ぱっと見は一つの棟なので使いやすいようなのですが、1棟整備パターンで高層になるといかに使いづらいかは上杉分庁舎で皆さま方が一番ご理解されているのではないかと思います。やはり上下の移動はものすごく時間がかかって、面倒で、そこは確かに1棟かもしれないけれども、おそらく防災機能のところは情報共有が容易となっておりますが、そうではないのではないかと。ですので、やはりもう少し下げたほうがいいのではないかと考えています。

そういう中でよくよく見てみますと、建ぺいというかフットプリントというか、要は建物の広さですね。1階部分の広さをもう少し使っているのではないかと考えています。いま拝見すると、すべて屋外広場と中というふうになっているのですが、たとえばメディアテークは広場がビルの中にあるわけです。ああいう形で1階、2階、3階ぐらいまでを広場的に使って、その上に10層なり何層になるか分かりませんが、そういう形で持ってくると、もう少しフットプリントを広くすることができて、そうすると上下の移動が少なくなるので業務の効率化にもなります。

それから、先ほど齋藤委員からお話があったと思いますが、市民広場はどちらかというと晴れの日に使えて、こちらは雨の日にも使えるような広場という位置付けにもなりますし、分かりやすい形になるというふうに思っています。中途半端な屋外広場をいくつもつくってもしょうがないと思うので、それよりは屋外広場は市民広場に任せて、それと連携したような形で屋内の広場をできるだけ広く取るというのもあるわけです。そういうフットプリントを広く取ったような案をお考えいただければありがたいというのが2点目です。

3点目ですが、おととい話があったのですが、皆さんもご覧になったと思いますが、河北の1面でこちらのビルの話が出ていたかと思っております。市民広場との一体性の話は前の委員会からわたくしが申し上げていたところですが、確かにああやって出てみるとなるほどなと思った部分もあります。あの話が実際にどこまで進んでいるのかは全然存じ上げませんが、もしもああいう話

がうまく進むのであれば、たとえば市役所の建て替えとうまく連携させて、第一生命さんにとってもいいし、市役所にとってもいいし、市民にとってもいいというような、うまい案を考えることができるのであれば、おそらくそれは非常にいい話ですので、あまりこの中でどうするという話だけではなくて、できるだけそういう話と連携させながら市役所の案も考えていただければと思います。以上、3点でございます。

事務局： 初めに、裏面のパースの高さは確かにご指摘のとおり人の目の高さではないところからの視点になっております。例えば一番町商店街などはあり得ないぐらい高い位置で、七夕飾りの上ぐらいから見ている感じの絵になってしまっているのです、次回、高さの修正はさせていただきたいと思います。

そして、1棟整備のパターンのときに上下の移動が逆にデメリットになるのではというのがありまして、そちらの面積の広がりとは上下移動の、どちらがどういうバランスが境界点なのかは、引き続き検討させていただきたいと考えています。

あと2点目のところで、1階部分の広さをできるだけ広くする工夫として、いまは屋外広場というふうに書かせていただいておりますが、それを建物の屋内に取り込んで、たとえばアトリウムや、もしくは先ほどおっしゃっていただいた長岡の半分屋外のような空間など、そういった使い方をしてはということ、市民広場とはまた別の役割で半分屋内だったり、そういう感じの広場の可能性については、どういった形でご提案できるのかも含めて検討させていただきたいというところです。

あと、新聞報道の件は相手がある話なので、我々のほうから何かということとはなかなかないのですが、そういったご相談などが本当に実現するのであれば、そういった検討も可能性としてはあり得るとは思いますが、現時点ではそうしたところまで含めてという案はなかなかお出しできないのが現状でございます。説明がしにくくて申し訳ないですが、以上となります。

増田委員長： せっかくの機会ですので、うまく使えればという感じはしておりますが、両方にらみ合って、相手が何か言ってくるまで相互に待ち合っているうちに時間がなくなってしまうというのが、やや悲しいことかという気もしますので、オファーがあり得るのであれば、何か話し合ってみる部分はあるのかと、そんな気がしました。ほかに何かありますか。

佐藤副委員長： 佐藤です。確認したいのですが、いまの五つのパターンの中の、先ほどからお話に出てきている屋外広場の面積は、緑化率の20%というのが前提としてある中での見た目の面積になっているのでしょうか。

事務局： 実はこの中に、緑化の面積というのがどこの部分にどのぐらいの面積でというのが入っていない状態で、緑化の取り方には実は様々ございまして、例

例えば地表面のところを緑で確保するというものもあれば、先ほどご説明させていただいた、道路に沿って並木のような形で木を植えて、緑化空間を、車が通るときに見えるような緑で演出する方法もあります。あるいは、建物本体の屋上に緑化をする、もしくは壁面緑化を行うといったところも可能性として今回の資料の中に入れてさせていただいております。

緑化面積についてどこにどう確保するのかは、実は今回のパターンの中にも入っていないというところなんです。そういったところも入れられればとは思いますが、明確に地上部分だけで20%取るというのは難しいと考えています。

増田委員長： ほかになにかありますか。

おそらく事務局でこの五つのパターンをここにお出しいただく前の段階では、もっといろいろなパターンが検討されていて、その中のいくつかはいろいろなことを考えてもあまりメリットはないのではないかとということで、捨てられていったようなものも多々あるのではないかとこの気もします。

しかし、逆に言うとこれだけかという気もしないでもない。先ほど石井先生からもありました2棟パターンの組み合わせのようなことを考えると、もっといろいろなバリエーションがあり得るような気もしますが、そこはどういうふうに。いったん視野を広げて、もう一回絞り込む作業ができるのかというのは、なにか事務局のほうでお考えはありますか。

事務局： それぞれ今回、五つのパターンをお示しさせていただいたところですが、それなりに現実味がある案といたしますか、具体的に既存の庁舎が建っている状態で、いかに建物を建てて、解体してという順番でやっていくかと考えたときに、1棟目を建てるのが、たとえば配置計画の中にⅠ期工事、Ⅱ期工事というふうに書かせていただいているところがあるのですが、建築できる範囲が限られてしまっておりますので、最初に建てる順番の中にいかに何がつくれるのかを様々検討させていただいたところで、そのバリエーションが確かにご指摘のとおりいくつも考えられるとは思いますが。しかし、基本的なパターンとしては、こちらに書かせていただいた1棟パターンと2棟パターンに集約されてくるのではないだろうかと考えているところでございます。

以前、姥浦委員からは3棟案とか、ほかの複数案もいただいていたところでしたが、それらもおそらく2棟案のパターンのバリエーションの中に入ってくるのではないかとこのように考えています。基本的なパターンとしてはこのような形になってくるだろうというところでした。

もし何かどうしてもこの案をこういう形で検討してほしいというご提案がありましたら、後日でも構いませんので事務局のほうにご連絡いただければ、そういった案が妥当かどうかも含めてご回答させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

増田委員長： 東北大学のキャンパスのごく一部には、将来増築を目指して、出口だけつくっておいて、結局そのままという棟が何棟かあって、たぶんもうお金は来ないんだろうなというふうに思いつつ、効率が悪いというのはそのとおりですが、究極はそういうのもあるのかもしれませんが。

ほかに何かご意見はございますか。絞り切るところまでは行っていないように思いますが、特にこれを推薦したいとか、こういう提案があるというのがあれば、最後に皆さまからご意見を頂いて、この会を締めたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、今回、なかなかこの中から優先的に検討する案を絞るところまでは行けなかったようにも思いますので、次回も引き続き行いたいと思います。事務局のほうから何か追加はありますか。

事務局： 今日皆さまにお示しさせていただいた資料6の評価項目の中に、本日の短い時間の中だけではなかなか思い浮かばないところもあるかと思しますので、もし何か評価項目で追加すべきとお考えのものがございましたら、事務局宛てにメールでも電話でもご連絡をいただいて、こういう趣旨でこういう項目を入れたらいいのではないかといったご提案などを頂ければ大変ありがたいと思います。そうすることで、次回の議論をより広く深められるかと思しますので、よろしく願いいたします。

増田委員長： それでは先ほど齋藤委員や石井委員からも評価項目の案のようなものが出ておりましたが、追加したほうがいいものがあれば、ぜひ事務局に出していただきたいということと、配置パターンについても、なにかアイデアがあれば提案いただきたいという2点を引き続いて、今日の議論をこれで終わりにしたいと思います。ほかにご意見がなければ、予定した時間になりましたので、ここまでにしたいと思います。

(5) その他

増田委員長： では、事務局に戻しますので、今後の話等も含めてご連絡をよろしくお願いいたします。

事務局： その他ということで、委員の皆さまの席上には資料をお配りさせていただいております。こちらは仙台ラウンドテーブルというものですが、本庁舎の建替基本計画の検討にあたり、ペーパーの上のほうの図にお示しするような体制で検討を進めてまいりたいと考えております。中央のところに仙台市役所とありますが、その中に準備委員会、分科会、検討ワーキングなどを設けて検討しております。

右側のほうには市議会の調査特別委員会、そしてこの場の検討委員会を位置付けさせていただいております。そのほかということで、図の一番下に仙台

ラウンドテーブルという意見交換会を位置付けさせていただきました。こちらの仙台ラウンドテーブルは本庁舎建替基本計画検討委員会の検討を補足するものとして位置付けており、昨年11月に第1回を開催させていただいておりますが、今後数回の検討を行う予定です。

このラウンドテーブルの形式として、一般的なシンポジウムの形式とは異なり、登壇者の方がステージ上に登壇するものではなく、会場内に置かれたそれぞれのテーブルに専門家の方が着席して、市民の方も入って、それぞれのテーマに沿って、同時進行で意見交換を進める方式でございます。

この意見交換のメリットとしましては、検討委員会の検討だけではなかなか時間が足りなくて、委員の皆さんが調べたい、聞きたいことをラウンドテーブルではかの専門家や市民の方々の意見を通じて多くの意見を集めるということで、検討内容の補足や視点の共有を図れると考えています。

またパブリックコメント、前回基本構想でもさせていただいておりますが、中間案などが出来上がってしまったあとに意見を頂くというのではなく、基本計画を今回策定している段階で、皆さまから意見を頂くことができるメリットがございます。

ページの下の段に記載しておりますが、検討委員会とラウンドテーブルの開催スケジュールはこのような形で考えています。理想として、検討委員会から検討してほしいテーマを設定していただいて、それを元にラウンドテーブルで意見交換した結果を報告する形で進めていければと考えています。検討委員の皆さまから出されたご意見や検討すべきテーマについては、大きく市役所のほうで、我々のほうで検討すべきものと、専門家の方や市民の方々の意見を聞いておきたいというもの、そういう形で整理が必要になってきますので、その役割分担というか整理は、事務局の本庁舎建替準備室で行いたいと思います。

資料の裏面をご覧くださいと思います。資料の裏面には第1回と第2回のラウンドテーブルのテーマを記載しております。第1回では六つのテーブルで自由にそれぞれ意見交換していただきましたが、その際に参加者の方々の共通認識とされた部分を今回1月27日の第2回ラウンドテーブルでさらに意見交換していきたいと考えております。

第2回のテーマは三つございますが、簡単にご説明しますと、まずAテーブルとしまして、仙台という都市がどういうまちになってほしいのかという都市ビジョンを考えていくというもの。Bテーブルとしては、仙台を担うために市民がどうあるべきか、そして行政や議会がどのような姿になったらいいのかを考えるというもの。Cテーブルとしまして、本日の資料ですが、基本計画の策定状況などを聞きながら、そちらに新たな視点を加えて検討を深めていく、こういった趣旨でラウンドテーブルを開催していきたいと考えておりますので、委員の皆さまからテーマ設定などのご意見がありましたら、この場でなくても構いませんので事務局までお伝えいただければと思います。簡単ですが、説明は以上となります。

4 次回以降の日程・閉会

司 会 : ありがとうございました。それでは最後に次回の日程のご連絡をさせていただきます。次回、第3回の委員会ですが、来月2月5日火曜日、午前10時からを予定しております。次回も引き続き、整備パターン案についてご議論いただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。それでは以上をもちまして、第2回仙台市役所本庁舎建替基本計画検討委員会を閉会させていただきます。本日は長い時間、どうもありがとうございました。